

品川区イメージアップ推進本部設置要綱

制定 平成3年4月5日 区長決定
要綱第24号

改正 平成4年4月1日
改正 平成6年6月15日
改正 平成12年4月1日
改正 平成13年4月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成19年6月28日
改正 平成21年3月31日
改正 平成27年3月31日

(設置)

第1条 品川区イメージアップ計画に基づき、イメージアップ運動を全庁的に推進するため、品川区イメージアップ推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)品川区のイメージアップ運動の推進に係わる基本的な方針の策定および実施に関すること。
- (2)その他、イメージアップ運動の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる本部長、副本部長および本部員で構成する。

- 2 本部長は、本部を招集し、会議を主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 本部長は、第1項に定める者のほか、必要と認める者を会議に出席させることができる。

(推進組織)

第4条 各部長等は、各部等に、イメージアップ運動のための推進組織を置くことができる。

- 2 推進組織は、品川区イメージアップ推進本部の方針を受け、各部等におけるイメージアップ運動を推進する。

(事業別委員会)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に事業別委員会を置くことができる。

2 事業別委員会の種類、所掌事項、構成員および運営等については、本部長が別に定める。

(庶務)

第6条 本部に関する庶務は、企画部広報広聴課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成3年4月5日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年6月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年6月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別 表 (推進本部)

役 職	職 名
本部長	副区長 (企画部を担当する副区長)
副本部長	副区長 (企画部を担当する副区長以外の副区長)
副本部長	教育長
本部員	企画部長
本部員	総務部長
本部員	地域振興部長
本部員	文化スポーツ振興部長
本部員	子ども未来部長
本部員	福祉部長
本部員	健康推進部長
本部員	品川区保健所長
本部員	都市環境部長
本部員	品川区清掃事務所長
本部員	防災まちづくり部長
本部員	災害対策担当部長
本部員	会計管理者
本部員	教育委員会事務局教育次長
本部員	区議会事務局長
本部員	選挙管理委員会事務局長
本部員	監査委員事務局長
事務局長	企画部広報広聴課長